

変更届け時の提出書類

水道法第 25 条の 7 (変更の届出等)

以下の 1、2、3 に該当する指定給水装置工事事業者の届出事項に変更が生じた場合には、期日内に所定の書類を提出する必要があります。

1. 『事業所の名称及び所在池その他厚生労働省令で定める事項』に変更があった場合 (30 日以内に届出)

(1) 企業団指定様式

① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式 6) (必須)

(2) 必要添付書類

変更内容 (ア) ~ (ウ) に応じた添付書類を提出する必要があります。

(ア) 『氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名』の変更

・申請者が法人のとき

① 登記事項証明書

② 定款

→ 裏表紙に証明文を記載してください

例) この定款は原本と相違ありません

平成〇〇年〇〇月〇〇日

会社住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

会社名称 ○○○○○○○○○○○○○○

代表者 ○○○○○○

印

③ 旧指定給水装置工事事業者証 (春日那珂川水道企業団発行のもの)

・申請者が個人のとき

① 住民票の写し

② 旧指定給水装置工事事業者証 (春日那珂川水道企業団発行のもの)

(イ) 『役員の氏名』の変更

・申請者が法人のときのみ

① 登記事項証明書

② 誓約書 (様式 3)

(ウ) 『給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号』の変更

① 免状の書き換えを行った給水装置工事主任技術者の免状の写し (厚生労働大臣発行のもの)

2. 『事業の廃止、又は休止』した場合 (30 日以内に届出)

(1) 企業団指定様式

① 指定給水装置工事事業者 廃止/休止/再開 届出書 (様式 7) (必須)

(2) 必要添付書類

① 旧指定給水装置工事事業者証 (春日那珂川水道企業団発行のもの)

3. 『事業を再開』した場合（10日以内に届出）

(1) 企業団指定様式

①指定給水装置工事事業者 廃止／休止／再開 届出書（様式7）（必須）

(2) 必要添付書類

①届出事項に変更がないときは、特になし

4. 変更書類提出後の流れ

①変更書類受理後、審査に約2週間かかります。審査後、変更内容が（ア）『氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名』に該当する申請者には、新たに指定給水装置工事事業者の証を交付するため電話連絡を行います。

②連絡を受けられた申請者は、速やかに来庁し、以下の書類を受領してください。

1)春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者の証（3,000円）

③新たに指定給水装置工事事業者の証を交付された業者及び、事業の廃止・休止又は再開の届出があった業者については、企業団掲示板にて公示し一般に周知いたします。

④届け出事項に変更（住所、代表者等）が生じたときは、水道法第25条の7により速やかに再度『変更届（指定様式）』を提出してください。

※届出を行わず、又は、虚偽の届出を行った場合には、水道法第25条の11の規定により給水装置の指定の取消しを受けることがあります。

様式6

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

春日那珂川水道企業団企業長 様

年 月 日

届出者
電話番号

印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式7

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

春日那珂川水道企業団企業長 様

年 月 日

届出者

印

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、水道設置工事の事業の 休止 の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の年月日	

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式 3

誓 約 書

指定給水装置工事事業者及びその役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申 請 者
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

春日那珂川水道企業団企業長 様